

国立大学法人東京外国語大学世界展開力強化事業（米国等）プログラム
実行委員会規程

〔 令和 5 年 11 月 28 日 〕
規 則 第 100 号

（設置）

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議規程（平成 27 年規則第 66 号）第 8 条に基づき、世界展開力強化事業（米国等）プログラム実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、「太平洋を《架橋》するブリッジ・パーソン養成プログラム（令和 5 年度国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）～米国等との大学間交流形成支援～）」（以下「プログラム」という。）に関わる次の事項を所掌する。

- （1） 交流プログラムに関すること。
- （2） 学生の受入れ、派遣に関すること。
- （3） その他委員会において必要と認めたこと。

2 委員会は、前項の事項について、総合戦略会議に報告し、重要事項については、その承認を得るものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 教育アドミニストレーション・オフィス大学の世界展開力強化事業（米国等）WG 構成員
- （2） その他次条に規定する委員長が必要と認める者

2 前項第 2 号に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第 1 項第 1 号の WG の長をもって充て、副委員長は、委員長の指名により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

（議事）

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(外部評価委員会)

第7条 委員会に外部評価委員会を置くことができる。

2 外部評価委員会に関する事項は、別に定める。

(作業部会)

第8条 委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関する事項は、委員会が定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、関係課等の協力を得て、総務企画部国際化拠点室において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年11月28日から施行し、令和5年10月24日から適用する。

2 この規程施行後、第3条第1項2号により最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず令和7年3月31日までとする。